

松 山 大 学 論 集
第 34 卷 第 5 号 抜 刷
2 0 2 2 年 12 月 発 行

加藤彰廉が生まれ育った時代
—— 忠実を貫く教育家・加藤彰廉(1) ——

銭 偉 栄

加藤彰廉が生まれ育った時代

—— 忠実を貫く教育家・加藤彰廉(1) ——

銭 偉 栄

序

本稿および続稿に登場する主人公は、地位や名誉に執着せず、あくまで一教育者として人に教え諭す道を選び、その一生涯を通して実業教育を実践し、人を育てることに心血を注いだ偉大な教育家・加藤彰廉である。

1923年3月3日、松山大学の文京キャンパスに松山高等商業学校（以下、「松山高商」という。）が創設された。衆望を担ってその初代校長に就任したのが加藤彰廉である。翌年10月10日に新校舎で挙行された開校式の式辞の中で、加藤校長は学校の教育方針について次のように述べた。「本校の教育方針に就ては学理の研究は申す迄もありませぬが、徒らに空論に馳せて実地に遠ざかり、或は詰込主義に偏して運用の才を缺くが如きは之を排し、学生をして勤勉、努力、着実、剛健、学理と相俟って進取活動的有用の材幹たらしめんと欲するのであります」¹⁾

「勤勉、努力、着実、剛健、学理と相俟って進取活動的有用」。この言葉から、加藤校長が育てようとする人材像が鮮明に浮かびあがっている。そして、3年後の1926年3月8日に挙行された松山高商第1回卒業式の席上で、加藤校長は、「実用 Useful・忠実 Faithful・真実 Truthful」を校訓とすることを宣言した²⁾。松山大学校訓「三実」誕生の瞬間である。

本稿および続稿は、彰廉の教育者としての人生をたどり、それを通して、校訓「三実」誕生の秘密に迫りたい。

1 封建制の崩壊と中央集権制の成立

1) 鎖国から開国へ

彰廉が生まれたのは1862年1月（文久元年12月）、時は幕末、まさに疾風怒濤の時代であった。当時の日本は、鎖国から開国への転換を余儀なくされ、遂には200年以上続いた江戸幕府が終焉を迎え、明治という新しい時代へ突入しようとした。そのような転換を加速させ、決定づけたのがペリーの来航である。

1641年、江戸幕府は鎖国体制を完成した。これにより、日本に來航する外国船はオランダ船と中国（清）船に限られ、貿易港が長崎1港に限定された³⁾。それから200年以上経った1854年、アメリカのペリー提督は前年に続き、軍艦7隻からなるアメリカ艦隊を率いて再来日し、江戸湾に入港して開港などを迫った。その軍事的圧力に屈した幕府は同年に日米和親条約を結び、下田港および箱館（函館）港の両港を開港することとした（同条約第2条）。1858（安政5）年、アメリカとの間で締結された日米修好通商条約を皮切りに、幕府はオランダ・ロシア・イギリス・フランスとも同様の条約を結んだ。「安政の五カ国条約」と呼ばれるこれらの条約は、神奈川・長崎・新潟・兵庫の開港と江戸・大坂（大阪）の開市⁴⁾、自由貿易、外国人居留地の開設および外国人居留地における宗教活動の自由などを定めた。これにより、200年以上にわたって続いたキリスト教の禁制および外国船貿易の統制を軸とした鎖国体制が打ち破られた⁵⁾。

2) 江戸から明治へ

「安政の五カ国条約」には、日本在留の外国人の裁判は当該外国の領事が当該外国の法により行う旨の領事裁判権の承認や、関税は相互に相談して決める協定関税制を採用して日本の関税自主権を認めないことなど不平等な内容が含まれていた。それらの条約の締結の是非をめぐる、日本国内では開国論と尊王

論・攘夷論とが鋭く対立していた。そのような状況の中、開国論者である大老井伊直弼なおすけが鎖国攘夷主義をとっていた朝廷からの勅許を得ないまま日米修好通商条約を締結したため、違勅に対する尊王論と条約締結に反対する攘夷論とが結びつき、尊王攘夷運動にまで発展した⁶⁾。それとほぼ同時に、病弱な13代將軍徳川家定いえさだの継嗣問題をめぐり、御三卿の一つである一橋家9代当主一橋慶喜（のち15代將軍徳川慶喜）を擁立して幕政改革を求める一橋派と、従来どおりの幕府運営を望み、血統論を重視して御三家の一つである紀州藩主徳川慶福よしとみ（のち14代將軍徳川家茂いえもち）を押す紀州派（南紀派）とが激しく対立する將軍継嗣問題が起こった。それに続き、將軍継嗣問題で勝利した井伊が反対派（一橋派）の肅清を目的とした安政の大獄（1858～1859年）、これに反発した水戸藩浪士らが桜田門外で井伊を暗殺した桜田門外の変（1860年）など、幕府統治の根本を揺るがす大事件が相次いで起こった一方、他方、薩長両藩を中心とする武力倒幕運動が高まりを見せた。そのような情勢に直面した15代將軍となった徳川慶喜は土佐藩前藩主山内豊信とよしげの進言を受け入れ、1867年に朝廷に大政奉還を上表し、公議政体（天皇のもとで藩を基礎にした議事機関を設けること）のもとで引き続き政治の主導権を握ることを目論んだ。ところが、1868年1月3日、薩長倒幕派は、薩摩藩兵らが宮門を固めるなかで政変を決行し、明治天皇が王政復古の号令を発して新政府を樹立した。その後、新政府軍が鳥羽・伏見の戦いの始まり（1868年1月27日）から箱館戦争の終わり（1869年6月27日）までの1年5か月に及ぶ戊辰戦争で旧幕府軍に勝利した結果、江戸幕府はその265年の歴史に幕を閉じた⁷⁾。

3) 士族の解体

新政府は、封建制を廃して中央集権的統一国家を樹立しようと、1871年8月に廃藩置県を断行した⁸⁾。それに先立ち、新政府は、中央集権国家を支える中央政府直属の軍隊の整備を急ぎ、1871年に親兵と称する直轄軍隊を創設した。さらに、1873年に国民皆兵の理念に基づき徴兵令を布告した⁹⁾。これによって、

武を常職とする士族の存在理由がなくなった¹⁰⁾ 他方、廃藩置県後、全国の士族に対する家禄・賞典禄などの秩禄は明治新政府によって支給されることになったが、政府歳入の4分の1から3分の1を占めていた家禄等の支出が国家財政の大きな負担となっていた¹¹⁾ この問題を解消するためにとりかかったのが士族の解体であった。政府は、一方では、苗字帯刀が士族の特権の一つとされた¹²⁾ ところ、平民による苗字使用の許容(1870年)¹³⁾ と義務化(1875年)¹⁴⁾ 散髪・廃刀の自由の承認(1871年)¹⁵⁾ 華族・士族・平民相互の結婚の許可(1871年)¹⁶⁾ 帯刀の禁止(1876年)¹⁷⁾ など士族の特権ないし特権意識を喪失させる一連の政策を矢継ぎ早に打ち出した。他方では、解体されるべき士族の不満を抑え、もって社会の安定を図るため、士族の帰農帰商を推奨した。1872年に華士族卒に農工商業の営業を許可し¹⁸⁾ 1873年に家禄奉還制度を定めて士族が農工商業に転ずるための資金を与えることに併せて、官有の山林・田畑・荒蕪地こうぶちの時価の半額という低価格で払い下げることとした¹⁹⁾ 石鉄県いしづち(1872年3月に松山県から改称され、1873年2月に神山県(宇和島県)と合併して愛媛県となった。)もそれにあわせて、「士族は商売を始めよ」などを内容とする県令を発出した²⁰⁾ しかし、この政策が全国的には予想したほど進まなかった²¹⁾ ため、政府は1876年に、華・士族に対して、金禄公債の交付と引き換えに彼らに対する家禄・賞典禄の支給を廃止することを内容とする秩禄処分を実施した²²⁾ つまり、家禄の奉還を任意から強制に切り替え、現在でいえば、「公務員をいったん全員解雇して退職金も国債での支給」という、華・士族に対する大規模な「リストラ」であった²³⁾ この一連の政策で、「入手した公債その他をもとに銀行・会社などへの投資を行い、富裕な金利生活者へ」の転身を遂げることができた旧藩主クラスの上層などごく少数の者を除き²⁴⁾ 士族の大部分は「その日の食事にも事欠くという窮乏を強いられ」²⁵⁾ ることとなった。士族のうち、受領した公債を元手に商売を始めた者もいるが、いきなりなれない商売を始めても、商人のように愛想よく接客することができなかつたり²⁶⁾ 商人にだまされたりして²⁷⁾ 世間に「士族の商法」と揶揄されたように、たいていは失敗に終

わった。士族の多くは受領した公債を換金し、労働者化していったのである²⁸⁾

当時の士族の悲惨な状況について、『秋山好古』（秋山好古大将伝記刊行会、1936年）の中で、次のように伝えられている。「やがて廃藩置県となり、旧藩士は若干の家禄奉還金を与えられて、累代の扶持ふちから離れ、自計の策を講ぜざるを得なくなった。四民平等に依って武士の特権を奪われ、家禄奉還に依って一切の扶持を失った当時の士族なるものは、木から落ちた猿同様であった。僅ばかりの奉還金を資本に、竹刀しなを持った手に算盤弾いて商売を始めた者も多かったが、何れも士族の商法で、勘定合って銭足らず、失敗の余、窮乏の極、或は夜逃げを為し、或は賤業に従い、甚だしきは遂に路頭に迷うの惨状に陥った者も尠すくなくなかった」（20-21頁）、と。

これら一連の措置政策を通して、政府は士族の解体という目的を達成することができたが、特権を奪われた士族たちの新政府に対する不満が爆発し、全国各地で騒動や反乱が相次いで勃発した²⁹⁾「最大かつ最後の士族反乱」といわれる西南戦争（1877年）が鎮定された後、政府はその権力的基礎を確立した³⁰⁾。こうして士族の多くは窮乏し没落していったのである。

2 学問観の一新

1) 漢学は幕府教学の主流

江戸幕府における学問の主流は漢学（儒学）、とりわけ（林家）朱子学³¹⁾である。開府後、徳川家康に近侍してその信頼を得た林羅山（1583-1657）が1630年に幕府から提供を受けた忍岡の屋敷（現在：上野恩賜公園の地内）で家塾を開いて門弟たちに程朱の学とも呼ばれる朱子学を教えることがそのきっかけとなった³²⁾。その後、林家の家塾が幕府およびその周辺とのつながりが深くなる一方である³³⁾。1787年に幕府老中の首座についた松平定信（陸奥白河藩主。1758-1829）は1793（寛政5）年までの約6年にわたり「寛政の改革」を断行し、その一環として、「寛政異学の禁」（1790年）を発した。朱子学を正学とし、林家の家塾である昌平しょうへいこう塾³⁴⁾においては朱子学のみを講究し、それ以外の学問

を教えることを禁ずる、というものであった。さらに、1797年に昌平黌を幕府直轄の学問所（昌平坂学問所）にしたこと³⁵⁾で朱子学は官学化され、以後幕末に至るまで幕府における教学の主流であり続けた³⁶⁾。ただ、徂徠学派の現実主義的政策論³⁷⁾の魅力からか、定信の本心には徂徠学³⁸⁾への志向があった。その本心と朱子学を奨励する姿勢との間でズレが生じたわけであるが、それについて、定信が私人としての立場における「帝王学としての徂徠学」と公人としての立場における「封建臣僚養成の学としての朱子学」を使い分けているのだと指摘されている³⁹⁾。

昌平坂学問所とは別に、各藩には、将来藩の政治を担うべきエリート藩士を養成する藩校があった⁴⁰⁾。異学の禁はもともと、衰微した「幕府教学としての朱子学の振興」をはかるためのものであった⁴¹⁾にもかかわらず、多くの藩がこれに追随して朱子学を採用するようになり、結果的に全国諸藩の教学にも大きな影響を及ぼした⁴²⁾。寛政異学の禁を発した定信自身は、いうまでもないが、1791年に自藩すなわち陸奥白河藩に藩校立教館を設立し、「朱子学による文教政策の推進」を図った⁴³⁾のちに、定信は立教館の令条（1809年）において「經義に於ては自己の見をなすべからず、いよえい弥永々程朱の説を守るべき事」を明記した⁴⁴⁾。伊予八藩に目を転じてみるに、たとえば、1748年に藩校内徳館⁴⁵⁾を創設した宇和島藩では、最初は仁齋学⁴⁶⁾、続いて闇齋学⁴⁷⁾が主流であったが、異学の禁以後、素早く藩学を朱子学に統一させた⁴⁸⁾。松山藩も同様である（これについては次稿参照）。

エリート官僚を養成するという昌平坂学問所および諸藩の藩校の目的から、将来政治の中樞を担うことになるべき身分の高い武士の子弟を中心に、就学が強制され、就学期間も長期にわたっている⁴⁹⁾。

2) 洋学の勃興

漢学が隆盛する一方、オランダ語を通じて西洋の学術・文化・技術と西洋知識を習得する学問すなわち蘭学を中心とする洋学は鎖国体制が敷かれた後もな

お、主として医学・本草学・農学・天文学・地理学などの自然科学の分野においてその命脈を保つことができた⁵⁰⁾ 寛政異学の禁を発した松平定信自身も西洋の自然科学知識に対する関心が高く、ただ「それが世上に広まって幕政への批判が起きることを警戒し」て、それを政治に利用しようとしたのである⁵¹⁾

ところが、ペリーの来航を契機に、洋学は、蘭学中心から英学中心へ転換するとともに勃興した。1856年、幕府は洋学教育や洋書翻訳などを行う機関として、ばんしょしらべしよ 蕃書調所を創設した。創設当初は蘭学を中心としていたが、その後次第に英学が盛んになり、フランス学・ドイツ学も行われるようになった⁵²⁾ 1862年に「洋書調所」に、翌年に「開成所」に改称され、このときから英語・フランス語・数学が教育の中心となった⁵³⁾ 民間も同様の動きを見せていた。1858年に福沢諭吉が藩命により中津藩中屋敷で蘭学塾（慶應義塾の発祥）を開いたが、5年後の1863年に英学塾に転向した⁵⁴⁾ 福沢が開塾の翌年に横浜を見物したときにいままで勉強したオランダ語がまったく役立たぬことを知ったことがそのきっかけだ、という⁵⁵⁾

3) 漢学から洋学へ

明治以降、蘭学から英学への転換の傾向がさらに加速し、とうとう英学が蘭学にとって代わって洋学の中心に据えるようになった⁵⁶⁾ 他方、朱子学を中心とする漢学は凋落の一途をたどった。1868年、明治新政府は幕府から接収した昌平坂学問所（儒学）・開成所（洋学）・医学所（西洋医学）をそれぞれ昌平学校・開成学校・医学校と改称したうえ再開した⁵⁷⁾ 1869年9月に大学校を開設し、その中核に伝統的な国学・漢学の教育を行う学校（本校）を置いた。政府の当初の大学構想によれば、洋学と国学・漢学との関係では、国学・漢学中心であり⁵⁸⁾ 国学と漢学との関係では、「漢土西洋の学は共に皇道の羽翼たる事」⁵⁹⁾ とあるように、国学を中心とするものであったが、漢学を温存するつもりだった。ところが、大学本校内部での主導権をめぐる国学派と漢学派との争いが激化し、その結果、漁夫の利を得た洋学派が優勢となった⁶⁰⁾ 1870年3月に公布

された大学規則では、従来のような「国学・漢学・洋学」という教科区分ではなく、「教科・法科・理科・医科・文科」という洋学的な教科区分が採用された⁶¹⁾ それによれば、従来昌平坂学問所で行われていた授業内容のうち、論語などの経書は古事記などと並んで教科の必読書目として掲げられ、春秋左氏伝などの歴史書は大日本史などと並んで文科の必読書目として掲げられていた。さらに、法科では、唐律・明律などが延喜式などと並んで必読書目とされていた⁶²⁾ 今度は和漢両学派が一致結束して洋学派と対立することとなった⁶³⁾ これら一連の紛争を経て国学中心ないし国学・漢学中心の立場は後退し、⁶⁴⁾ それにとどめを刺したのが、大学本校の閉鎖（1870年8月）とそれに続く文部省の設置に伴う大学本校の廃止（1871年9月）であった⁶⁵⁾ これにより旧幕時代以来の昌平黌による漢学・儒学教育は断絶した⁶⁶⁾

4) 学制の発布と近代初等教育の始動

1872年9月、日本初の近代的学校制度を定めた法規である学制が学事奨励に関する被仰出書おおせいだされしよとも呼ばれる学制序文とともに発布された⁶⁷⁾ これが日本における近代初等教育の始まりである。

学制序文⁶⁸⁾ は、国民哲学と実学主義を日本における近代初等教育の二本柱とすることを宣言した⁶⁹⁾ まず、明治初年から行われた四民平等政策⁷⁰⁾ の精神に則り、国民哲学という教育理念のもとで、教育を義務づける対象者の範囲を、支配階級たる武士など特殊の身分を有する者から広く一般国民に拡張した。すなわち、「学問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至っては之を度外」に置くという「従来沿襲の弊」を改め、「自今以後、一般の人民華士族農工商及婦女子⁷¹⁾ 必ずむら邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」こととしたのである⁷²⁾ つぎは学問観を一新した。学問は国家のためではなく、自らその身を立てるための資本を作るためだとした。つまり、「人々自らその其身を立て、其産を治め、其業を昌さかんにして、以て其生を遂せいる」には、「身を脩め、智を開き、才芸を長ずる」ことによるほかない。そして、「身を脩め、智を開き、

才芸を長ずる」ためには学問（学び）をするしかない。その場所を提供するのが学校である。もっとも、学問をするのは国家のためではなく、学問をする者が自らの身を立てるための資本を作るためだという学問観には、授業料についての受益者負担の原則を理由付けるための側面があることも否めない指摘されている。⁷³⁾ 以上のような教育理念と学問観の下では、学問の内容も自ずと変わってくる。従来の学問は、「詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりと雖ども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの」であって「虚学」であると断じた上、これからは「日用常行、言語、書算を初め、…農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄、凡人の営むところの事」に関する学問、すなわち「実学」を学ぶのだという。

学制序文に示された実学中の基礎的なもの、すなわち「日用常行、言語、書算を初め、…農商百工技芸」に関する学問は、すでに長きにわたり寺子屋で実践されてきた。寺子屋は、一般庶民の子弟を主たる対象とするが、身分・男女関係なく入学できた⁷⁴⁾ そこでは、庶民の日常生活に必要な実用的・初歩的な学問、まさに実学を学ぶことができたのである⁷⁵⁾ その教育内容は、当時使用されていた教科書（往来物）から確認することができる。たとえば、商人を対象とする「商売往来」、農家を対象とする「百姓往来」、大工を対象とする「大工注文往来」および漁民の子を対象とする「浜底小児教種」など職業別にまとめられたものがあるほか、初歩的な学問を教える教科書として、社会一般常識を書き記した「庭訓往来」や現在の地理教科書に相当する「江戸往来」、女子用の地理教科書「国尽女文章」⁷⁶⁾ など、もっぱら庶民向けの教科書はなんと250種類にも達するといわれている⁷⁷⁾

寺子屋において実学を実践してきたこと、さらに寺子屋教育普及の程度が学制以降の近代小学校の就学率を左右する大きな要因となったこと⁷⁸⁾ などを総合して考えると、近代初等教育の土台はすでに寺子屋によって築き上げられていたといえよう⁷⁹⁾ 漢学（儒学）を中心とした従来の藩士教育にとって、学制が実行しようとした「虚学」から「実学」への大転換⁸⁰⁾ が大きな意味を持つ

ことはいうまでもないが、庶民教育に関しては、親の自由判断に委ねられた教育から義務付けられた教育(学制第21章)への切り替えという点に意義があった⁸¹⁾。学制発布後、石鉄県第15大区(松山)の学区取締(もっぱら小学校設置等の事に当たる役)を命ぜられた内藤素行(号:鳴雪。1847-1926)がそのときの苦勞話を次のように綴っている。「尤も松山は、士族仲間に従来子弟を学問させた習慣もあるので別に八釜しい事もなかったが、それも町家となり、更に郡部の農家となると、僅に習字を教へる寺子屋位の外学問をさせるといふ例がないので、全く余計の干渉をして農商業の妨げをすと思ひ、随分不平を述べた」、と⁸²⁾ それに加え、学制で掲げられた近代教育の理念は、西洋諸国をモデルにしたもので、日本の現実から遠く離れたものであった。さらに、欧米諸国の教科書を翻訳したものを多く使用した教育の内容に対する不満⁸³⁾ から、近代小学校よりも寺子屋の方が役に立つとあって、入学してもすぐに退学させて寺子屋に通わせた親が多く、授業料の受益者負担の原則に対する民衆の反発が強かったため、1878年の就学率が就学すべき児童の半分にも満たず、学校焼打ち事件が起こったところもあるなど、国民皆学という目標の達成には遠く及ばなかった⁸⁴⁾。

5) 福沢諭吉の教育思想

学制序文に示された教育理念と学問観ないし教育観には、近代日本の代表的思想家である福沢諭吉の教育思想が色濃く反映されている⁸⁵⁾。福沢は、「三田の文部省」と言われた⁸⁶⁾ ぐらい、当時の文部当局に大きな影響力をもっていたことからすれば、とくに理解できないことではない⁸⁷⁾。

今でこそ教育を受ける権利が全国民に保障されているが(憲法26条1項)、世襲的身分制度が敷かれた江戸時代までは、教育を受けることは、武士階級など特殊の身分を有する人たちの特権とされていた。福沢は、「学問のすゝめ」初編(1872年)⁸⁸⁾の開巻劈頭に、かの有名な「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」という文句を掲げ、「門閥制度は親のかたきでござる」⁸⁹⁾ と言っ

て、従来の世襲的身分制度との対決姿勢を鮮明にした。この文句は福沢のオリジナルなものではなく、アメリカ独立宣言の「すべての人は平等に造られる」から出たものである⁹⁰ 福沢は1866年、『西洋事情初編巻之二』において「千七百七十六年第七月四日、^{アメリカ}並米利加十三州独立の^{げきぶん}檄文」と題してアメリカ独立宣言の正文全文を日本語に訳した。その中で、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」に該当する箇所が「天の人を生ずるは億兆皆同一徹にて」（ふりがな原著）と訳されていた⁹¹ 福沢は、その実体験に基づく生来平等の思想をこの文句に反映させたのであろう。

福沢の考えによれば、「人は生れながらにして貴賤貧富の別」はない⁹² しかし、「世の中にむつかしき仕事もあり、やすき仕事もあり。そのむつかしき仕事をする者を身分重き人と名づけ、やすき仕事をする者を身分軽き人という。すべて心を用い心配する仕事はむつかしくして、手足を用いる^{りきえき}力役はやすし。故に、医者、学者、政府の役人、または大なる商売をする町人、^{あまた}夥多の奉公人を召使う大百姓などは、身分重くして貴き者と言うべし」（ふりがな原著）というように、現実には「雲と泥との相違」にも似たような貴賤貧富の格差が存在する。この格差は、「学ぶと学ばざると」、つまり学問の有無に由来するものであって、生まれながらにして存在するものではない。言い換えれば、「学問を勤めて物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人となる」、というのである⁹³ しかし、武士の子は武士に、農民の子は農民に、商人の子は商人になる、さらには同じ武士であっても、「家老の家に生まれた者は家老になり、足軽の家に生まれた者は足軽に」なる⁹⁴ という厳しい世襲的身分制度のもとでは、下級武士出身の福沢の父百助^{ひゃくすけ}がそうであったように、自分自身がいくら努力しても報われず、生まれつきの身分から離れることはできない⁹⁵ したがって、福沢が否定しようとしたのは、自分自身の能力や努力と関係なく、貴賤貧富という身分の違いを固定させた世襲的身分制度であって、けっして貴賤貧富という身分の格差その存在自体ではない。

貴賤貧富が学問の有無によって決定されるものだとすれば、まず世襲的身分

制度を撤廃し、その身分制度のもとで武士階級など一部の特殊な身分を持つ者に独占されていた学問の門戸をすべての国民に開放しなければならない。「人たる者は貴賤上下の区別なく皆悉くたしなむべき心得なれば、この心得ありて後に士農工商各々その分を尽し銘々の家業を」営んではじめて、「身も独立し家も独立し天下国家も独立」することができる⁹⁶⁾と福沢は言う。

「人は生まれながらにして貴賤貧富の別なし」という福沢の自然権的な人間観は、「すべて人間は生来的に平等である」という不滅の名言を残してくれた17世紀イギリスの哲学者ジョン・ロックの天賦人権論につながる⁹⁷⁾このような人間観は、当然のことながら、身分制度を支える儒教思想とは相いれないものであった。そこで、福沢は、ひとりで日本国中の漢学者を敵とする気概⁹⁸⁾をもって、幕府教学の主流をなした漢学にも批判の矛先を向けた。「学問とは、…世上に実^{じつ}のなき文学を言うにあらず。これらの文学も自ずから人の心を悦^{よろこ}ばしめ随分調法なるものなれども、古来世間の儒者和学者などの申すよう、さまであがめ貴むべきものにあらず。古来漢学者に世帯持の上手なる者も少なく、和歌をよくして商売に巧者なる町人も稀なり。これがため心ある町人百姓は、その子の学問に出^{しゅっしやう}精するを見て、やがて身代^{しんだい}を持ち崩すならんとて親心に心配する者あり。無理ならぬことなり。畢竟^{ひっきやう}その学問の実に遠くして日用の間に合わぬ証拠なり」(ふりがな原著)⁹⁹⁾と。漢学などは「実に遠くして日用の間に合わぬ」学問、「実なき学問」すなわち虚学であると喝破したのである¹⁰⁰⁾もっとも、福沢はこのような虚学を全否定したわけではなく、「かかる実なき学問は先^まず次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり」と、まずなすべき学問は一身独立を図るために必要な実学であり、漢学などの虚学はその次に回すべきだというのである。事実、福沢自身は、古代中国の春秋時代の歴史を記した『春秋』の解説書『左伝』をおよそ11遍も通読したほど、漢学に長けていた¹⁰¹⁾

実学の例について、福沢は、国語(「いろは四十七文字」「手紙の文言」)や、「帳^{ちやうあい}合の仕方、算盤の稽古、天秤^{てんびん}の取扱い等」(ふりがな原著)、商業に従事す

る上で必要な資質や能力を習得することがもっとも基本的なものだとし、それより進んだものとして地理学、究理学¹⁰²⁾、歴史学、経済学、修身学（倫理学）などを挙げていた¹⁰³⁾。近代的小学校が発足した当時、教科書の準備がまだできていなかったのも、その代わりに、『訓蒙窮理図解』（1868年）、『学問のすゝめ』（1873-1876年）、『西洋事情』（1866-1870年）、『世界国尽』（1869年）など、いわゆる福沢物が多く使用されていた¹⁰⁴⁾。

以上述べた内容から、学制序文に見られる国民皆学の理念および実学の内容はいずれも福沢の考えに通じていることが一目瞭然である。

3 実学主義という時代の波に乗った少年彰廉

幕末から明治初期にかけて行われた漢学から洋学への転換は、実質的には、虚学から実学への転換であった。アヘン戦争（1840年）以降、圧倒的な軍事力を持つ欧米列強に侵略された中国（清朝）の姿から受けた強い衝撃¹⁰⁵⁾と、とりわけペリーの来航後、同じく欧米列強の圧力に屈して不平等条約（安政五カ国条約）の締結を強いられたことに対する危機感が、上記転換を加速させた。日本の有識者たちは、理論に偏りすぎた、^{けいじじょう}「形而上的な朱子学」¹⁰⁶⁾を学問の中心に据えたいままでの武士教育だけでは欧米列強には太刀打ちできないことを知ったのである。そこで彼らが最終的に選んだのは、中国（清朝）と同様に欧米列強とむやみに対抗するのではなく、西洋の文明を摂取することによって近代化を図り、もって欧米列強に伍していく道であった。

西洋文明の摂取手段としての洋学は、最初はオランダ語を通じた蘭学で、主として医学・本草学・農学・天文学・地理学などの自然科学の分野において行われた。ペリーの来航以後、英学が蘭学にとって代わって洋学の中心となった。洋学の内容も一層拡張され、「航海・測量・造船・砲術など国防軍事関係の学問・技術」が国家独立のために必要不可欠なものとして認識され、重要視されるようになった。明治に入ってから、不平等条約の撤廃を喫緊課題とする新政府は、近代国家づくりを目指して、自然科学にとどまらず、法律学、経済学

などを含む西洋の制度全般を輸入することにした。「誤訳も亦妨げず、ただ速訳せよ」、「『フランス』民法と書いてあるのを日本民法と書き直せばよい。さうして直ちに之を頒布しよう」(傍点原著)¹⁰⁷⁾ 明治初期の立法を担当する江藤新平司法卿のこの言葉には、西洋の制度の導入を急ぐ明治新政府の姿勢が如実に反映されたのではなかろうか。

ところで、次稿で述べることになるが、彰廉は、1868年ころ藩校明教館に入学し、明教館閉鎖後は士族子弟救済のために県学校として開いた松山学校を経て、学制に基づき旧明教館跡に近代小学校として開設された7番小学校(のちの勝山学校)に転入し、1874年まで小学校時代を過ごした。彰廉は、小学校時代を通して、漢学から洋学へ、虚学から実学への転換を実体験したのである。小学校を出た彰廉は、親元を離れて大阪川口居留地にあるアメリカ人宣教師が経営する英語学校(宗教学校)に入り、その後、東京大学を卒業するまで、英学そして実学の勉強をつづけた。東京大学卒業直後の約4年間は文部省および大蔵省の官僚として務めたものの、すぐに教育界に転身した。その後、教育とりわけ実業教育に全身全霊を傾け、その生涯を捧げた。教育者・加藤彰廉の原点はその小学校時代に隆盛する実学主義にあったと、想像しがたくなかろう。

注

- 1) 星野通編『加藤彰廉先生』(1937年)77頁。引用に際して、本文中のカタカナをひらがなに直した。
- 2) 松山高商新聞第9号(1926年4月12日)1面。
- 3) 藤野保「鎖国体制の成立」藤野保編集代表『日本史事典(普及版)』(朝倉書店、2001年)393頁以下参照。以下、「日本史事典」として引用。
- 4) 神奈川(横浜)や兵庫(神戸)などの開港場には外国人の居留(permanently reside)が許され、居留外国人は土地の賃借、建物の購入および住宅倉庫の建築をする権利を認められた。これに対し、大坂などの開市場では、外国人は商売をする間のみの逗留(reside)および建家の賃借をする権利しか有しなかった(日米修好通商条約第3条ほか)。
- 5) もっとも、キリスト教に対する禁止政策に終止符を打ったのは、1873年のキリシタン禁制の高札撤去(明治6年2月24日太政官布告第68号)である。「公文書にみる日本のあゆみ」国立公文書館ウェブサイト <https://www.archives.go.jp/index.html> (2022年8月4日)

- 閲覧) 参照。
- 6) 「尊王攘夷運動」『日本史広辞典』(山川出版社, 1997年) 1275頁(以下, 「日本史広辞典」として引用), 犬塚孝明「条約勅許問題」日本史事典 532頁参照。
 - 7) 鳥海靖「(一) 開国と幕府の倒壊」日本史事典 526-529頁参照。
 - 8) 明治4年7月14日太政官布告第353号。以下, 特に断りがない限り, 明治期法令の参照および引用については, 法令全書に依拠する。
 - 9) 吉田裕「徴兵令」, 頼頼厚「親兵」ジャパナレッジ・日本大百科全書 <https://japanknowledge.com/library/> (2022年8月4日閲覧) 参照。
 - 10) 丹羽邦男「秩禄処分」ジャパナレッジ・日本大百科全書 (2022年8月4日閲覧) 参照。
 - 11) 丹羽邦男「金禄公債」ジャパナレッジ・日本大百科全書 (2022年8月4日閲覧) 参照。
 - 12) 北原章男「苗字帯刀」ジャパナレッジ・日本大百科全書 (2022年8月4日閲覧) 参照。
 - 13) 明治3年9月19日太政官布告第608号。
 - 14) 明治8年2月13日太政官布告第22号。1875年, 陸軍省は, 平民が苗字を持たないことが徴兵事務に支障をきたすことを理由に全国民に苗字を持たせることを要請した。太政官はこの要請を受け入れて平民による苗字使用を義務化した。
 - 15) 明治4年8月9日太政官第399号(散髪脱刀令)。
 - 16) 明治4年8月23日太政官布告第437号。
 - 17) 明治9年3月28日太政官布告第38号(通称: 廃刀令)。
 - 18) 明治4年12月18日太政官布告第654号。
 - 19) 「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」「産業資本ノ為ノ官林荒蕪地私下規則」(明治6年12月27日太政官布告第425・426号)。家禄奉還制度とは, 家禄の奉還を希望する士族に対し, 永世禄(世襲家禄)は6年分, 終身禄(一代限りの家禄)は4年分に相当する金額を一時に支給し, そのうち半分は現金で, 半分は年利8分の秩禄公債を交付するというものである。ただし, 家禄奉還制度と同様の方策は1869年からすでに東京・京都・大阪で行われていた(深谷博治『新訂 華士族秩禄処分の研究』(吉川弘文館, 1973年) 360-361頁)。
 - 20) 『愛媛県「学制」時代教育関係史料(第1輯)——明治5・6・7・8年の部——〔愛媛近代史料No.8〕』(近代史文庫, 1962年) 1頁参照。
 - 21) 『愛媛県史・近代上』(愛媛県, 1976年) 153-155頁参照。反対に, 愛媛県内の家禄奉還人員は, 家禄支給士族の54%に達し, 全国平均の24%を大きく上回った。徴禄の者が多かったことなどが原因だと指摘されている。
 - 22) 金禄公債証書発行条例(明治9年8月5日太政官布告第108号)。丹羽邦男「秩禄処分」『金禄公債』ジャパナレッジ・日本大百科全書 (2022年8月4日閲覧) 参照。
 - 23) 落合弘樹『秩禄処分』(中央公論新社〔中公新書〕, 1999年) まえがき。
 - 24) 石井寛治『日本経済史』(東京大学出版会, 2001年第2版第12刷) 149頁。
 - 25) 石井・前掲注24) 154頁。

- 26) 武家社会の礼法（小笠原流礼法）や言葉遣いで町人の客に接する例（三遊亭円朝「士族の商法」同（佐藤至子校注）『円朝全集（13）』（岩波書店、2015年）242-245頁）や、「客を相手に江戸時代当時のまま威張ってしまう」例（「第184回企画展 庄内染め織り～歴史と技～」5頁、酒田市ウェブサイト <https://www.city.sakata.lg.jp>（2022年8月4日閲覧））などがある。
- 27) 彰廉の養父彰ら士族が第五十二国立銀行（現伊予銀行前身の一つ）設立運動中、当時の愛媛県権令岩村高俊（在任期間：1874-1880）は、「士族は理屈はいつでも資力乏しく商売も下手ならん」といって、商人との共同出資で国立銀行の設立を持ちかけたが、士族の反対に遭い、結局士族だけの出資になったという話がある（『伊予銀行140年史』（伊予銀行、2019年）38頁）。ただ、発起人の1人で、後に初代頭取になった小林信近の話によれば、相手の商人から破談にされた、という（北川淳一郎『小林信近』（1958年）54頁）。
- 28) 石井・前掲注24) 149頁以下、丹羽邦男「秩禄処分」『世界大百科事典（18）』（平凡社、2014年改訂新版第6刷）84頁以下参照。たとえば、愛媛県内では、金禄公債の支給を受けた士族の6割以上が元金償還期間（5年）の到来を待たずして公債を売却した（『愛媛社会経済年表（1）』（愛媛県社会経済研究財団、1979年）8頁）。
- 29) 後藤靖「士族反乱」ジャパンナレッジ・日本大百科全書（2022年10月1日閲覧）参照。
- 30) 毛利敏彦「西南戦争」ジャパンナレッジ・日本大百科全書（2022年10月1日閲覧）参照。
- 31) 中国宋代の朱熹（朱子）によって築き上げられた儒学。程顥・程頤の二程（とりわけ程頤）の学統を受け継いで発展させたことから、程朱学とも呼ばれる（大島晃「朱子学」ジャパンナレッジ・日本大百科全書（2022年9月3日閲覧）参照）。
- 32) その経緯については、和島芳男『昌平校と藩学』（至文堂、1964年）10-28頁参照。
- 33) 1632年、尾張藩主徳川義直の寄進で林家の家塾に孔子廟が建立された。さらに、1690年、5代將軍徳川綱吉は、孔子廟を中心とする林家の家塾を神田湯島へ移築し、この地を孔子の生地・魯の昌平郷にちなんで昌平坂と名付けた（田尻祐一郎「昌平饗」『日本歴史大事典（2）』（小学館、2000-2001年）546頁以下参照）。
- 34) 林家の家塾を昌平坂に移築したころから昌平饗と呼ばれるようになったといわれている（「昌平坂学問所」『角川新版日本史辞典（第3版）』（角川書店、2005年）532頁参照）。
- 35) 田尻祐一郎「昌平饗」日本歴史大事典（2）546頁、「寛政異学の禁」日本史広辞典540頁、「昌平坂学問所」日本史広辞典1097頁参照。
- 36) 竹内誠「寛政異学の禁」ジャパンナレッジ・日本大百科全書（2022年8月4日閲覧）、和島・前掲注32) 27頁以下、辻本雅史『近世教育思想史の研究——日本における「公教育」思想の源流』（思文閣出版、1990年）205頁参照。
- 37) 日本近代教育史刊行会編『日本近代教育史』（講談社、1973年）29頁（上沼八郎執筆）。
- 38) 荻生徂徠が唱えた儒学説で、道徳よりも政治の手法に重点を置く独自の思想を主張して朱子学と対決した（尾藤正英「護園学派」ジャパンナレッジ・日本大百科全書（2022年8

- 月4日閲覧)、日野龍夫「徂徠学」世界大百科事典(16)472頁参照)。^{けんえん}畿園学または古文辞学ともいう。
- 39) 小島康敬「儒学の社会化——政治改革と徂徠以後の儒学」『日本の近世(13) 儒学・国学・洋学』(中央公論社, 1993年)161頁以下。
- 40) もっとも、庶民の通学を許した士庶共学の藩もあり、とくに幕末に近づくにつれて、士庶共学を認める藩が増えてきたという(沖田行司『日本人をつくった教育 寺子屋・私塾・藩校』(大巧社, 2002年3刷)103頁, 海原徹『近世の学校と教育』(思文閣出版, 1988年)52頁参照)。武士教育の担い手として藩校のほかに、家塾がある。家塾と藩校との関係については、石川松太郎『藩校と寺子屋』(教育社, 1978年)20-22頁参照。
- 41) 和島・前掲注32)90-92頁。
- 42) 衣笠安喜「折衷学派と教学統制」『[岩波講座]日本歴史12近世④』(岩波書店, 1971年)225頁, 土田健次郎『江戸の朱子学』(筑摩書房, 2014年)201頁。享保~天明(1716-1788)間における儒官の総数に占める朱子学者の割合が49%にまで落ち込んだが、寛政異学の禁以降はこれを持ち直し、寛政~文政(1789-1830)間は58%, 天保~慶応間(1830-1867)は74%となった(土田・前掲書89頁)。
- 43) 高澤憲治『松平定信』(吉川弘文館, 2012年)182頁, 和島・前掲注32)160頁。
- 44) 松平定信『榊翁公遺書(中巻)』(八尾書店, 1893年)223コマ, 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/898747> (2022年2月17日閲覧)。
- 45) のち、敷教館(1794年), 明倫館(1819年), 明誠館(1870年)と改称された。
- 46) 伊藤仁斎によって創始された、朱子学に批判的な儒学説。後人の注釈によらず、『論語』や『孟子』の原典に立ち戻るべきだと主張する(石田一良「伊藤仁斎」ジャパナレッジ・日本大百科全書(2022年9月2日閲覧), 三宅正彦「仁斎学」世界大百科事典(14)326頁参照)。古義学または堀川学ともいう。
- 47) 山崎闇斎によって提唱された儒学説で、学問の系統は朱子学に属する。闇斎は晩年、垂加神道を創始して、神儒一致を主張した(柴田篤「山崎闇斎」『朝日本歴史人物事典』(朝日新聞社, 1994年)1736頁以下参照)。崎門学ともいう。
- 48) 『愛媛県教育史(1)』(愛媛県教育委員会, 1971年)222-225頁参照。
- 49) 沖田・前掲注40)105-107頁, 海原・前掲注40)8頁。
- 50) 沼田次郎『幕末洋学史』(刀江書院, 1952年)7頁以下, 八木清治「経験的実学の展開」『日本の近世(13) 儒学・国学・洋学』(中央公論社, 1993年)175頁以下, 「蘭学」日本史広辞典2206頁。
- 51) 高澤・前掲注43)193頁以下。
- 52) 沼田・前掲注50)69頁, 206頁, 「蕃書調所」角川新版日本史辞典867頁, 芳賀登「蕃書調所」日本史事典496頁。
- 53) 「開成所」日本史広辞典397頁。
- 54) 慶應義塾ウェブサイト「慶應義塾年表」<https://www.keio.ac.jp/ja/about/history/> (2022年

1月25日閲覧)。

- 55) 福澤諭吉(富田正文校注)『福翁自伝』(慶応義塾大学出版会, 2001年)96-97頁(以下、「福翁自伝」として引用)。
- 56) 1873年11月官立東京外国語学校の設置を皮切りに、1874年3月から4月にかけて愛知・大坂(大阪)・広島・長崎・新潟・宮城の各地に官立外国語学校が設置され、同年12月に官立東京外国語学校から英語科を分離して東京英語学校としたにつれ、上記各外国語学校もいっせいに英語学校に名称変更した(文部省編『学制百年史』(帝国地方行政学会, 1973年第10版)220頁参照。以下、「学制百年史」として引用)。
- 57) 学制百年史84頁参照。
- 58) 天野郁夫『大学の誕生(上)』(中央公論新社〔中公新書〕, 2009年)20頁, 学制百年史86頁参照。
- 59) 明治元年9月16日達(内閣記録局編『法規分類大全(58)学政門』(原書房, 1981年覆刻)7頁。以下、「法規分類大全(58)学政門」として引用)。
- 60) 学制百年史82-83頁, 86頁参照。
- 61) 学制百年史87頁以下参照。
- 62) 明治3年2月大学定(法規分類大全(58)学政門14-16頁)。
- 63) 学制百年史93頁参照。
- 64) 学制百年史87頁参照。
- 65) 学制百年史92頁参照。
- 66) 三輪田米山日記(明治3年12月15日)には、「大学校, 洋学はかりにて, 皇学, 儒学御再興無之」と記されており, その衝撃の大きさを物語っている(『松山市史料集(8)』(松山市, 1984年)563頁)。
- 67) 明治5年8月2日太政官布告第214号, 明治5年8月3日文部省布達第14号(法規分類大全(58)学政門18頁以下)。
- 68) 学制序文中の句読点, 濁音, ふりがなおよびカタカナからひらがなへの変換は筆者による。以下同じ。
- 69) 日本近代教育史刊行会編・前掲注37)49頁以下(伊藤敏行執筆)参照。
- 70) 落合弘樹「四民平等」日本史事典568頁以下。
- 71) ただし, 明治5年8月文部省達第22号(法規分類大全(58)学政門50頁)により, 華士族の下に卒の字が加えられた。なお, 原文中, 2行細書の箇所を斜体字で表記している。
- 72) 堀松武一『日本近代教育史』(理想社, 1981年第7刷)43頁以下参照。
- 73) 日本近代教育史刊行会編・前掲注37)52頁(伊藤敏行執筆)参照。「国家のため」を否定したのは政府の財政難からだと言われている(石戸谷哲夫『日本教員史研究』(野間教育研究所, 1958年)15頁)。
- 74) 石川謙『近世庶民教育史』(東亜出版社, 1947年)352-356頁参照。
- 75) 石川・前掲注74)358-368頁, 学制百年史66-70頁, 唐沢富太郎『明治百年の教育』(日

- 本経済新聞社〔日経新書〕、1968年）11頁参照。庶民の子弟は実用的な学問と初歩的な学問の両方を学び、武士の子弟は主として初歩的な学問のみを学ぶことになっていた（石川・前掲注74）358頁以下）。
- 76) 江戸教育事情研究会『寺子屋の「なるほど」』（ヤマハミュージックメディア、2004年）82-88頁、156-157頁、160-162頁、192-195頁参照。
- 77) 石川・前掲注74）368頁。沖田・前掲注40）46-62頁、学制百年史70-75頁参照。
- 78) 海原・前掲注40）334-345頁参照。
- 79) 学制百年史75頁、唐沢・前掲注75）9頁、海原・前掲注40）331頁参照。
- 80) 堀松・前掲注72）44頁参照。
- 81) 官憲を動員して子弟の入学を父母に迫ることもしばしばあった（海原・前掲注40）345頁）。
- 82) 内藤鳴雪『鳴雪自叙傳』（愛媛文学叢書刊行会、1976年復刻版）188頁以下。
- 83) 唐沢・前掲注75）23-38頁参照。
- 84) 日本近代教育史刊行会編・前掲注37）52-58頁（伊藤敏行執筆）参照。鳥取県会見郡の農民騒擾（1873年6月）で、小学校教員が襲われた事件もあったと伝えられている（石戸谷・前掲注73）1-5頁）。
- 85) 富田正文＝土橋優一編『福沢諭吉選集（3）』（岩波書店、1981年第2刷）302頁以下（山住正己解説）参照。
- 86) 国民教育奨励会編『教育五十年史』（民友社、1922年6版）28頁（須田辰次郎執筆）では、石黒忠恵（1845-1941）の言葉として伝えられているが、石黒の自伝『懐旧九十年』（博文館、1936年）133頁からもその旨を確認することができる。
- 87) 堀松・前掲注72）45頁。
- 88) 福沢諭吉＝小幡篤次郎「学問のすゝめ 初編」『学問のすゝめ』（岩波書店〔岩波文庫〕、1984年第44刷）11-18頁。なお、富田＝土橋編・前掲注85）の後記によれば、初編は福沢と小幡の連名の形にしたが、実質的には福沢の単著である（同書322頁以下）。
- 89) 福翁自伝9頁。福沢の父・百助は、「銭を見るも汚れる」純粋な漢学者であったが、大阪の豪商を相手に藩債（藩の借金）を担当し、「算盤をとって金の数を数え」とか、「藩借延期の談判を」するなどの仕事すなわち「純粋の俗事」をさせられていた。「亡き父は俗吏を勤めるのが不本意であったに違いない」と、福沢は父親の心境を察してこう語った（同5-8頁）。
- 90) 高木八尺『民主主義の精神』（東京大学出版会、1962年）178-182頁（初出：「人の上に人を造らず——福沢諭吉とジェファソンとの思いで」『心』1959年8月号）、木村毅『日米文学交流史の研究』（講談社、1960年再版）210頁）。なお、アメリカ独立宣言の翻訳については、アメリカ学会訳編『原典アメリカ史（2）』（岩波書店、1951年）187-193頁（高木八尺訳）を参照した。
- 91) 白井厚ほか『「アメリカ独立宣言」の邦訳について（1）」三田学会雑誌77巻3号（1984

- 年) 120 頁以下参照。当該翻訳は、マリオン・ソシエ＝西川俊作編『福沢諭吉著作集(1) 西洋事情』(慶應義塾大学出版会, 2002年) 68-72 頁などに収録されている。
- 92) 福沢＝小幡・前掲注 88) 12 頁。
- 93) 福沢＝小幡・前掲注 88) 11 頁以下。
- 94) 福翁自伝 9 頁。
- 95) 齋藤秀彦「福澤諭吉をめぐる人々(その1) 父・福澤百助」三田評論 2016年4月号 74-77 頁。
- 96) 福沢＝小幡・前掲注 88) 13 頁。
- 97) 加藤節訳『統治二論』(岩波書店, 2007年) 232 頁。ロックの思想がアメリカ独立宣言に与えた影響については、木村・前掲注 90) 227 頁, アメリカ学会訳編・前掲注 90) 197 頁以下(岩永健吉郎解説), 村田克己「アメリカ独立宣言に現れたジョン・ロックの政治思想」経済論集 11号(大東文化大学経済学会, 1968年) 153-168 頁参照。
- 98) 福翁自伝 208 頁。
- 99) 福沢＝小幡・前掲注 88) 12 頁。
- 100) 福沢＝小幡・前掲注 88) 12 頁。
- 101) 福翁自伝 11 頁, 208 頁。こうしてみると, 福沢がひとりで日本国中の漢学者を敵に回すほどの気概を持つことができたのも, ずば抜けた漢学の素養があったからであろう。
- 102) 物事の道理, 法則などをきわめる学問。西洋流の学問一般をいい, 特に現在の物理学をさした(「窮理学・究理学」ジャパンナレッジ・日本国語大辞典(2022年8月28日閲覧)参照)。
- 103) 福沢＝小幡・前掲注 88) 12 頁以下。
- 104) 筑波大学付属図書館「1. 学制発布と明治初頭の教科書」, <https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/exhibition/bakumatu/gakusei/gakusei.html> (2022年10月16日閲覧), 内藤・前掲注 82) 189 頁参照。
- 105) 吉田昌彦「アヘン戦争」日本史事典 512 頁, 「アヘン戦争」日本史広辞典 69 頁参照。
- 106) 松永昌三「実学」ジャパンナレッジ・日本大百科全書(2022年8月28日閲覧)参照。
- 107) 穂積陳重『法窓夜話』(有斐閣, 1936年11版) 209 頁以下。的野半介『江藤南白下巻』(南白頭彰会, 1914年) 107 頁以下も同様の話を載せている。